

平成27年5月22日

上田市長 母袋 創一 様

上田市行財政改革推進委員会
会長 増 澤 延 男



公共施設白書の策定について（答申）

平成26年8月18日付で諮問のありました表題の件につきまして、上田市が保有する公共施設の現状やこれに伴い将来見込まれる財政負担、人口動向等を踏まえ、中長期を見据え必要と考えられる公共施設の在り方の見直しについて、検討の方向性と視点について別紙のとおり意見を取りまとめ、別冊のとおり「上田市公共施設白書（案）」を添えて答申いたします。

将来にわたる持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、市民の理解と協力のもと、公共施設全体の最適化に向けた検討に全力で取り組まれることを望みます。

【上田市行財政改革推進委員会委員名簿】

(委員は五十音順)

会 長	増 澤 延 男	委 員	竹 内 充 江
副 会 長	佐 藤 和 雄	委 員	手 塚 たつ子
委 員	石 卷 一 男	委 員	中 村 彰
委 員	岩 木 功	委 員	宮 入 美智子
委 員	越 田 明 子	委 員	宮 下 省 二
委 員	小 林 哲 哉	委 員	宮 下 千 元
委 員	齋 藤 重一郎	委 員	山 浦 美 幸
委 員	櫻 井 久 恵		

【審議経過】

年 月 日	会 議	会 議 内 容
平成 26 年 8 月 18 日	第 1 回	諮問、公共施設白書の作成方針について（審議）
平成 26 年 10 月 16 日	第 2 回	現地視察（上田地域の公共施設）、意見交換
平成 26 年 10 月 30 日	第 3 回	現地視察（真田地域の公共施設）、意見交換
平成 26 年 11 月 7 日	第 4 回	現地視察（丸子・武石地域の公共施設）、意見交換
平成 27 年 3 月 13 日	第 5 回	公共施設白書（案）の内容について（審議）
平成 27 年 5 月 11 日	第 6 回	今後のスケジュール等について（審議）、公共施設白書（案）の内容について最終確認（審議）、答申案について（審議）

【 答申書 】

平成27年5月22日

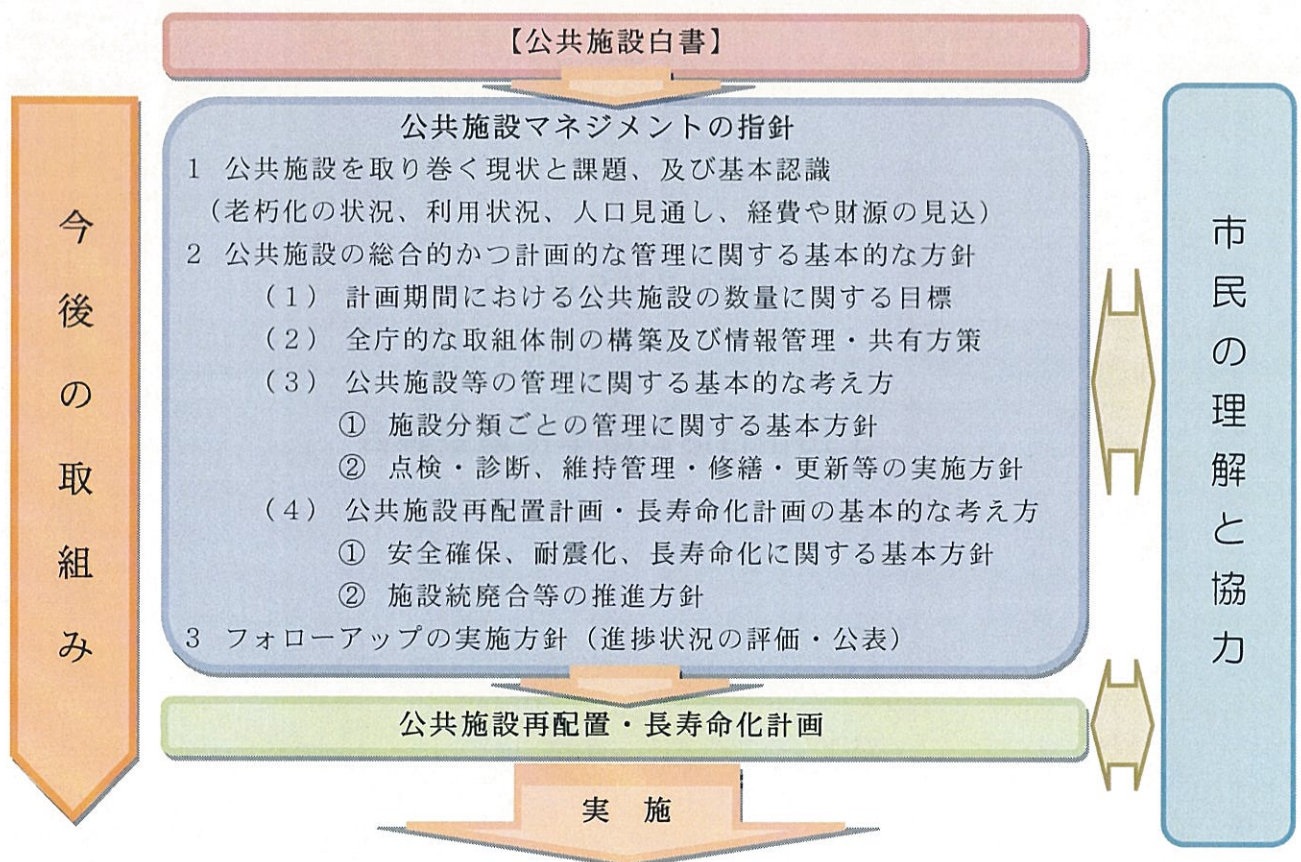
上田市行財政改革推進委員会

公共施設の在り方の検討に向け、今後の取組みの方向性、視点について、次のとおり意見といたします。

1 取組みの方向性

本格的な人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少等に伴う税収減、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費等の増大が見込まれる中、公共施設の更新・改修等に充当する財源の確保は一層厳しさを増すことが予想され、上田市が所有する全ての公共施設を将来にわたり現状の規模で維持していくことは、極めて困難であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るためには、従来から進めてきた個別分野ごとの整備計画とともに、公共施設全体の長期的視点に立ったマネジメントの基本方針と、これを具体化する施設再配置・長寿命化計画を策定し、市民の理解と協力のもとに計画的に実現を図っていく必要があります。



2 取組みの視点

(1) 量の見直し

ア 施設における公共サービスの適正化

全ての公共施設を現状の規模で更新・維持することは大変難しい状況を踏まえると、公共施設の総量（延床面積）について、将来的に縮小も視野に入れた検討も必要と考えられます。そのためには、各施設において提供されるサービスとその拠点となる建物の関係をあらためて検証する必要があります。

イ 公共施設の複合化、多機能化

これまで公共施設の多くは、一つの施設に一つの機能を持たせ、目的ごとの単独施設として整備してきましたが、公共施設の更新にあたっては、縦割りの考え方を排除し、既存施設の用途変更を含めた有効利用や相互利用等も勘案し、他用途への転換、複合化、同種機能の統合化等も視野に入れ検討していく必要があります。

ウ 適正な利用者エリアの設定による公共施設の再配置

公共施設の配置形態は、利用者エリア（利用圏域）が市内全域や市外など広域にわたる宿泊施設、交流・文化施設、総合運動場等の「広域型施設」と、利用者のエリアがある程度限定される公民館、保育園、小中学校等の「地域型施設」とに大別されますが、将来の人口分布・年齢構成、行政サービス需要、市域全体のバランス等を総合的に勘案して利用者エリアを設定し、既存の各種計画を勘案しながらも、その重なりが最小となる最適配置の検討も必要です。

(2) 質の見直し

ア 公共施設の長寿命化と計画的な維持・保全

今後も継続して保有する公共施設の安全性を確保しながら、できるだけ長く使い続けていくためには、施設の劣化度などの現地調査を行い、予防的な保全や財政負担の平準化の観点から、改修の緊急度や優先順位に基づく耐震化、

長寿命化に向けた計画を確立し着実な実行体制を検討する必要があります。

イ 民間活力の導入

「民間にできることは民間に委ねる」観点から、指定管理者制度の導入など既存の事務事業についての民間参入や市民協働に向けた取組みが進められていますが、今後においては、公共施設の更新、改修等の資産形成面でも、PFI（※）に代表される民間の資金、技術、ノウハウ等について検証し、導入に向けた検討を行う必要があります。

※PFI（Private Finance Initiative）…一般的に、公共施設等の建設から管理運営までを一括して、市側がこれに求めるサービスの水準等「性能」を規定し発注する方式により、仕様の詳細については発注者側の規定に制約されない民間のノウハウを活かした創意工夫が発揮し易く、建設費等の資金調達も受注者（民間）が行い、これを市が長期の割賦で支弁する方式のため、イニシャルコストも含めた全体経費の長期平準化が図られるメリットがある。

ウ 公共施設の維持管理の効率化

公共施設に係る光熱水費や清掃、警備等の維持管理経費については、同じ類型に属する施設間の比較等によりあらためてその水準の検証を行い、必要に応じ経費の縮減を行っている施設の事例を参考にするなど、公共施設全体の維持管理業務の効率化に向けた取組みが必要です。特に大規模施設など維持管理経費が多額になっている施設については、効率性の高い環境性能に優れた設備を導入するなど、省エネルギー化に向けた改修について検討する必要があります。

（3）利用者負担の適正化

公共施設サービスの提供に要する経費は、主に施設利用者と市が負担していますが、各公共施設におけるこれら経費負担の実態を明らかにするとともに、受益者負担原則の観点から、利用の実態等に照らして利用者負担のあり方につ

いても検証し、必要に応じて見直しの検討が必要です。

(4) 公共施設の統括的マネジメント

ア 施設情報の一元管理

公共施設全体の最適化を図ってゆくためには、公共施設の状況、維持管理費、利用状況等の基本的な情報をいつでも把握できるようにする必要があります。地方公会計の整備促進に向け取り組みが進められる固定資産台帳整備に併せ、現在各所管課所で個別に管理されている施設情報を一元管理する仕組みの構築が不可欠であると考えます。

イ 全庁的な公共施設マネジメント方針

市が保有する公共施設は原則として各施設所管課が管理していますが、統一的な管理運営方法や基準がなく、維持管理業務の効率化や計画的な保全の標準化など、総合的な視点に立った公共施設マネジメントの実施が求められます。そこで、公共施設の総量の適正化や効率的な利用、建物の長寿命化などにより、市有資産の有効な利活用や普通財産の売却などの促進を図るため、全庁的な公共施設マネジメントの方針を明確にすることが必要です。

ウ 公共施設マネジメント推進体制の構築

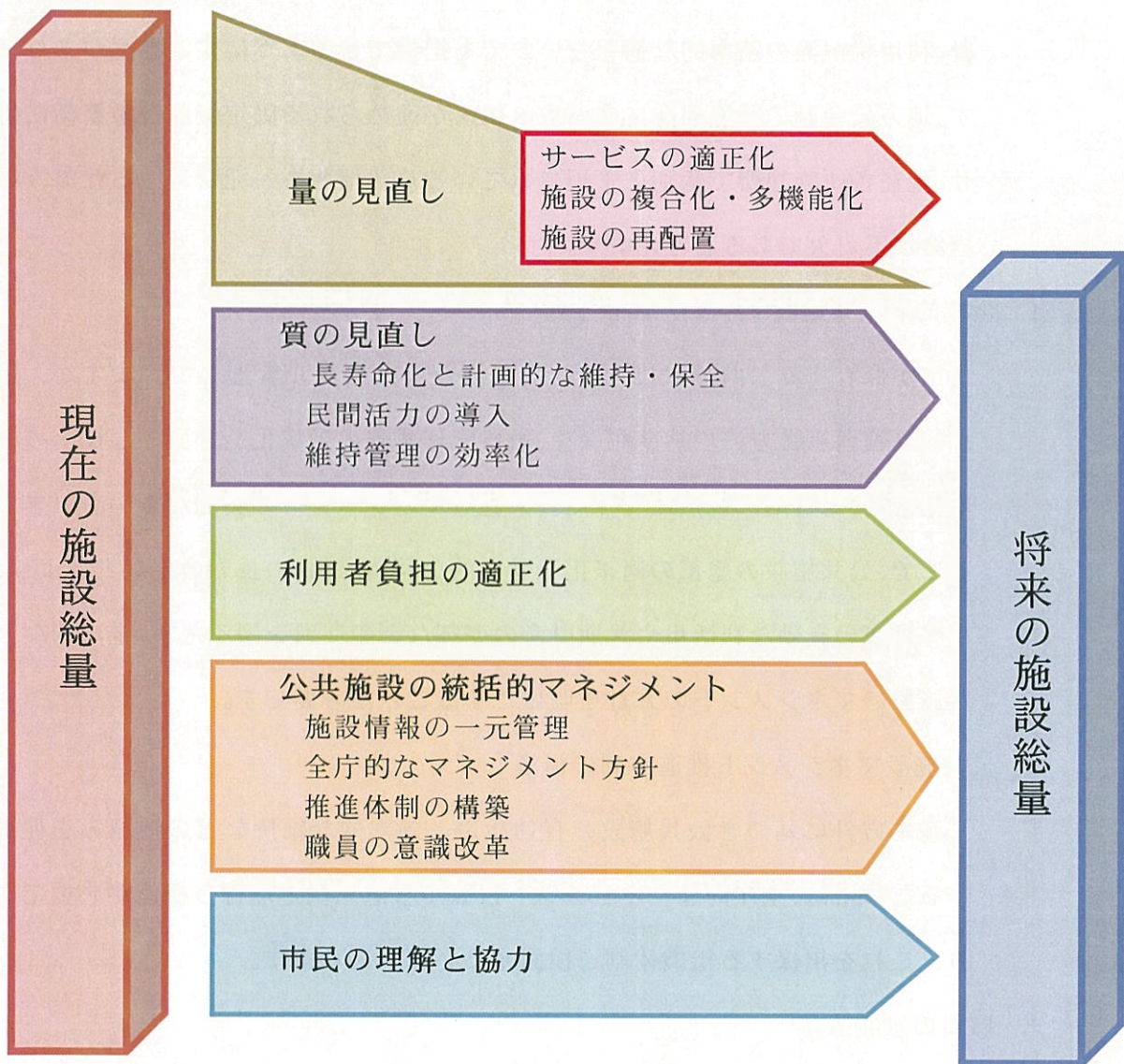
基本方針に基づき公共施設の有効活用、効率的な維持などの取組みを促進するためには、全庁的なマネジメント視点から意思決定を行う機能が必要であり、これを担保する組織体制を検討する必要があります。

エ 職員の意識改革

公共施設の全体最適化に向けた取組みを促進するためには、今後見込まれる社会経済情勢を踏まえ、保有する公共施設の現在規模と将来の市政全般に及ぼす影響等の認識を職員間で共有するとともに、公共施設のあり方に関して「作ることから使うことへ」「運営することから経営することへ」、職員一人ひとりの意識転換を図る必要もあります。

(5) 市民の理解と協力

上田市の置かれた状況を市民の皆様にご理解いただくとともに、丁寧な説明と情報公開を行い、市民の理解と協力のもとに進めていく必要があります。



以上